

令和8年度 豊田市ものづくりイノベーション創出補助金 応募の手引き

豊田市 産業部 次世代産業課

〒471-0023 豊田市拳母町 2-1-1 ものづくり創造拠点 SENTAN 2F

電話 0565-47-1250 FAX 0565-47-1252 E-mail monozukuri-sozo@city.toyota.aichi.jp

必要な書類、事業詳細については、こちらから➡ <https://toyota-sentan.jp/>

SENTAN



1 目的

この補助金は、ものづくりの人材・技術等が集積した本市において、「市内スタートアップ」及び「オープンイノベーションの手法を活用した市内企業者とスタートアップ」による先端的な新規事業の創出に必要な経費の一部を補助することにより、イノベーションを誘発し、本市における新たな産業の創出を図ることを目的としています。

2 制度の特徴と申請区分

コンセプト ものづくりを起点としたイノベーションを生み出す発射台

豊田市は、かつて挙母（ころも）町と呼ばれた「糸のまち」から、世界をリードする「クルマのまち」へと変革を遂げてきました。しかし、自動車産業が「CASE」と呼ばれる大変革期を迎え、更にAI技術が急速に発展する中、産業構造の転換点が訪れています。

こうした中、新規事業創出を目指す市内スタートアップや、スタートアップと連携して新規事業創出を目指す市内企業者に対し、その費用の一部を補助する「豊田市ものづくりイノベーション創出補助金」を創設しました。当補助金では、本市の「ものづくり」という強みを生かし、本市からイノベーションを生み出していくための「発射台」となることを目指します。

特徴1 事業創出から拡大までを支援

創業したばかりの企業のみならず、法人設立10年以内の中小企業（スタートアップ）を主なターゲットとし、事業創出からスケールアップまで強力に後押しします。

特徴2 柔軟な区分設計と審査方法

企業の成長スピードを止めないため、フェーズや事業特性に合わせた3つの区分を設定しています。オープンイノベーション・実証枠については「通年受付・書面審査のみ」で迅速に採否を決定し、オープンイノベーション・事業化枠やスタートアップ枠は「プレゼンテーション審査」を実施します。

特徴3 伴走支援の実施

採択事業に関しては、資金面だけでなく、メンタリングやマッチング支援、専門家派遣等の伴走支援もあわせて実施します。

当補助制度においては、市内スタートアップが新規事業に挑戦する際の支援枠（申請区分Ⅰ）と、市内企業者がスタートアップと連携して新規事業に挑戦する際の支援枠（申請区分Ⅱ・Ⅲ）があります。申請区分Ⅰ～Ⅲの概要は以下のとおりで、区分ごとの詳細は「4 補助区分ごとの概要」でご確認ください。

（申請区分Ⅰ）スタートアップ枠

補助対象者	法人設立後 10 年以内の市内中小企業 ※詳細は P4 参照
補助上限額（補助率）	1,000 万円（補助率 2/3）
補助対象事業	社会に新たな価値を提供するために市内スタートアップが実施する新規事業
審査方法	書面及びプレゼン審査（令和 8 年度は、6 月実施予定）
年限	最長 3 年（審査は毎年度）

（申請区分Ⅱ）オープンイノベーション・実証枠

補助対象者	市内企業者（大企業・中小企業・個人事業主含む）
補助上限額（補助率）	200 万円（補助率 4/5）
補助対象事業	社会に新たな価値を提供するために市内企業者が市内外のスタートアップ（法人設立後 10 年以内の中小企業）と連携して実施する新規事業
審査方法	書面審査
年限	単年度

※ 申請区分Ⅱについては7月以降に申請受付を開始する予定です。詳細は後日、改めてご案内します。

（申請区分Ⅲ）オープンイノベーション・事業化枠

補助対象者	市内企業者（大企業・中小企業・個人事業主含む）
補助上限額（補助率）	1,000 万円（補助率 2/3）
補助対象事業	社会に新たな価値を提供するために市内企業者が市内外のスタートアップ（法人設立後 10 年以内の中小企業）と連携して実施する新規事業
審査方法	書面及びプレゼン審査（令和 8 年度は、6 月実施予定）
年限	最長 2 年（審査は毎年度）

3 補助対象事業（全区分共通）

以下の全てを満たす事業とします。

（1）イノベーション創出事業であること

イノベーション創出事業とは、社会に新たな価値を提供するために、市内スタートアップが行う事業又はオープンイノベーションを活用した事業であり、次のいずれかに該当する事業のことを言います。

- ア 新製品の開発
- イ 新サービス等の開発
- ウ 新物質、新素材又は新材料の開発・利用技術の確立
- エ 新システム又は新工法の技術の開発
- オ 生産、加工又は処理のための新技術・新工法の開発
- カ その他産業社会の発展に寄与すると市長が認めたもの

※ 本補助金における「オープンイノベーション」とは、企業者とスタートアップが連携して事業を行う手法のことを言います。

※ 市場開拓に必要な調査及び広告宣伝等の販売促進のみに係る事業で、具体的な製品・技術・サービス等の開発を伴わない事業は対象になりません。

（2）事業の全部又は一部が、製造、建設又は情報通信に係る事業かつ補助事業者が主体的に行う事業であること

（3）事業の実施場所が豊田市内であること

※ 申請区分Ⅰスタートアップ枠で申請するスタートアップが、申請書提出時点において場所が確定していない場合、『設置予定地』として記載してください。事業期間を通じて拠点の整備を行い、完了日までに当該場所で事業を開始できる体制（登記・契約等）を整えてください。

（4）国、県、その他の機関から補助対象年度において同一事業へ補助金等の交付を受けていないこと。

4 補助区分ごとの概要（対象・金額・年限・審査・提出書類等）

（1）申請区分Ⅰ：スタートアップ枠

「スタートアップ枠」においては、市内スタートアップが実施する新規事業の創出に向けた取組を支援します。詳細は以下のとおりです。

① 補助対象者

豊田市内に事業所を有し、本市に納付すべき市税を滞納していないスタートアップ。

※ スタートアップとは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者のうち、補助対象年度において法人を設立してから10年以内のものを言います。

要件を整理すると、以下のとおりとなります。

- （ア）中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者のうち、設立10年以内の法人であること（大企業、個人事業主は対象外）。
- （イ）市内に事業所^{※1}があること。
- （ウ）豊田市暴力団排除条例（平成23年9月29日条例第30号）に規定する暴力団又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。
- （エ）豊田市に納付すべき市税を滞納していないこと。

※1 市内事業所が開発の拠点である場合に限りです。

ただし、申請時点で市内に事業所を有していないスタートアップであっても、事業完了日までに事業所を設置し、その事実を確認できる書類を提出することで、補助対象事業者としての要件を満たすことができるものとします。

② 補助上限額及び補助率

- ・補助上限額は1,000万円、補助率は2/3以内です。そのため、補助対象経費の上限額は1,500万円となります。
- ・補助対象経費が20万円未満の事業は、補助対象になりません。

③ 年限

- ・同一事業については、連続3年度以内の補助となります。ただし、審査は毎年度行います。

④ 審査方法

- ・プレゼンテーション審査を実施します。6月中の開催を予定しております。日時については、決まり次第、ご連絡いたします。

⑤ 審査基準

補助採択の可否は、以下の基準により審査し決定します。内容を十分に確認した上で、事業計画書を作成してください。

観点	点数	確認項目
革新性・独創性	15点	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 社会へもたらすインパクト（社会に新たな価値を提供すること）の大きさ・広がりはあるか。 ✓ 課題解決とビジネスが両立するか。 ✓ 既存の製品・サービスと明確な差別化ができているか。
市場性・成長性	15点	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ニーズがあると判断した根拠はあるか。 ✓ 顧客・市場性の中で獲得可能な市場規模はあるか。 ✓ ターゲット顧客が明確で売上が見込めるか。 ✓ 参入市場は、成長可能性・収益性があるか。
実現可能性	15点	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 資金計画、スケジュール、体制に無理がないか。 ✓ 技術的な裏付けはあるか。 ✓ 想定されるリスクや障壁となる法規制がある場合は、その内容と対策はあるか。
熱意・組織力	15点	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「やり抜く覚悟」が感じられるか。 ✓ 事業を遂行できるチーム（社内外のパートナー含む）が組成されているか。
地域への波及効果	20点	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 市内のサプライチェーンに利益をもたらすか。 ✓ 市内で新たな雇用を生むか。 ✓ 豊田市の企業との協業があるか。 ✓ 豊田市の企業を顧客とした事業か。 ✓ 豊田市のブランド価値向上に寄与するか。
地域資源の活用	20点	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 豊田市にある、アセット・リソース（人・もの・金・情報・技術等）を活用する事業か。 ✓ その中でも特に「ものづくり」に関するアセット・リソースを活用した事業か。 ✓ 将来的に豊田市に定着して実施していく可能性が高い事業か。

⑥ 提出書類

次に掲げる書類を添えて、市長に提出してください。

- (ア) 豊田市ものづくりイノベーション創出補助金計画申請書（様式第1号）
- (イ) 事業内容説明書（事業の具体的内容の様式）
- (ウ) 豊田市ものづくりイノベーション創出補助金 事業計画書（様式第2号（その1））
- (エ) 社歴（法人）
- (オ) 登記事項証明書若しくは法人等の設立（異動）等の届出書の写し
- (カ) 役員名簿（様式第2号（その2））
- (キ) 決算書（法人）2期分

(2) 申請区分Ⅱ：オープンイノベーション・実証枠

「オープンイノベーション・実証枠」においては、市内の企業者（大企業・中小企業・個人事業主）がスタートアップと連携して実施する新規事業のうち、事業化に向けた実証の取組を支援します。アイデアの検証などを迅速に行うため、通年受付を実施します。

※ 申請区分Ⅱについては7月以降に申請受付を開始する予定です。詳細は後日、改めてご案内します。以下の内容は予定です。

① 補助対象者

豊田市内に事業所（個人にあっては、豊田市内に住所及び主たる事業所）を有し、本市に納付すべき市税を滞納していない企業者

要件を整理すると、以下のとおりとなります。

(ア) 市内に事業所^{※1}があること。

(イ) 豊田市暴力団排除条例（平成23年9月29日条例第30号）に規定する暴力団又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

(ウ) 豊田市に納付すべき市税を滞納していないこと。

※1 市内事業所が開発の拠点である場合に限りです。

② 補助上限額及び補助率

- ・補助上限額は200万円、補助率は4/5以内です。そのため、補助対象経費の上限額は250万円となります。
- ・補助対象経費が20万円未満の事業は、補助対象になりません。

③ 年限

単年度の補助となります。

④ 審査方法

書面審査で実施する予定です。

⑤ 提出書類

詳細は後日改めてご案内します。

(3) 申請区分Ⅲ：オープンイノベーション・事業化枠

「オープンイノベーション・事業化枠」においては、市内の企業者（大企業・中小企業・個人事業主）がスタートアップと連携して実施する新規事業のうち、本格的な事業化を目指す取組を支援します。

① 補助対象者

豊田市内に事業所（個人にあつては、豊田市内に住所及び主たる事業所）を有し、本市に納付すべき市税を滞納していない企業者

要件を整理すると、以下のとおりとなります。

(ア) 市内に事業所^{※1}があること。

(イ) 豊田市暴力団排除条例（平成23年9月29日条例第30号）に規定する暴力団又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

(ウ) 豊田市に納付すべき市税を滞納していないこと。

※1 市内事業所が開発の拠点である場合に限ります。

② 補助上限額及び補助率

- ・補助上限額は1,000万円、補助率は2/3以内です。そのため、補助対象経費の上限額は1,500万円となります。
- ・補助対象経費が20万円未満の事業は、補助対象になりません。

③ 年限

- ・同一事業については、連続2年度以内の補助となります。ただし、審査は毎年度行います。なお、申請区分Ⅱのオープンイノベーション・実証枠をご利用いただく場合には、合計で最長3年度まで、同一事業に対し本補助金による支援を受けられることとなります。

④ 審査方法

- ・プレゼンテーション審査を実施します。6月中の開催を予定しております。日時については、決まり次第、ご連絡いたします。

⑤ 審査基準

補助採択の可否は、以下の基準により審査し決定します。内容を十分に確認した上で、事業計画書を作成してください。

観点	点数	確認項目
革新性・独創性	15点	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 社会へもたらすインパクト（社会に新たな価値を提供すること）の大きさ・広がりはあるか。 ✓ 課題解決とビジネスが両立するか。 ✓ 既存の製品・サービスと明確な差別化ができていないか。
市場性・成長性	15点	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ニーズがあると判断した根拠はあるか。 ✓ 顧客・市場性の中で獲得可能な市場規模はあるか。 ✓ ターゲット顧客が明確で売上が見込めるか。 ✓ 参入市場は、成長可能性・収益性があるか。
実現可能性	15点	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 資金計画、スケジュール、体制に無理がないか。 ✓ 技術的な裏付けはあるか。 ✓ 想定されるリスクや障壁となる法規制がある場合は、その内容と対策はあるか。
熱意・組織力	15点	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「やり抜く覚悟」が感じられるか。 ✓ 事業を遂行できるチーム（社内外のパートナー含む）が組成されているか。
地域への波及効果	20点	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 市内のサプライチェーンに利益をもたらすか。 ✓ 市内で新たな雇用を生むか。 ✓ 豊田市の企業との協業があるか。 ✓ 豊田市の企業を顧客とした事業か。 ✓ 豊田市のブランド価値向上に寄与するか。
地域資源の活用	20点	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 豊田市にある、アセット・リソース（人・もの・金・情報・技術等）を活用する事業か。 ✓ その中でも特に「ものづくり」に関するアセット・リソースを活用した事業か。 ✓ 将来的に豊田市に定着して実施していく可能性が高い事業か。

⑥ 提出書類

次に掲げる書類を添えて、市長に提出してください。

- (ア) 豊田市ものづくりイノベーション創出補助金計画申請書（様式第1号）
- (イ) 事業内容説明書（事業の具体的内容の様式）
- (ウ) 豊田市ものづくりイノベーション創出補助金 事業計画書（様式第2号（その1））
- (エ) 社歴（法人）又は経歴書（個人）
- (オ) 登記事項証明書若しくは法人等の設立（異動）等の届出書の写し（法人の場合に限る。）
又は住民票の写し（個人の場合に限る。）
- (カ) 役員名簿（様式第2号（その2））
- (キ) 決算書（法人）又は確定申告書（個人） 2期分
- (ク) 連携するスタートアップの（エ）、（オ）、（カ）の書類
- (ケ) スタートアップと連携して実施する事業であることがわかる書類（任意様式可、参考様式あり）
- (コ) 【個人事業主の場合のみ】 税務署受付印のある開業届の写し

5 補助対象経費

本補助金は、採択された事業を遂行するために直接必要であり、かつ補助事業期間内に発生・支払が完了した経費のみを対象とします。以下に該当するものは、補助対象外となりますのでご注意ください。

- ・ 経常的な運営・管理費用（文具、コピー用紙、汎用的な事務用品など）
- ・ 租税公課・諸会費（消費税、振込手数料など）
- ・ 既存の事業活動と混同しやすく、本事業専用であることを客観的に証明できない経費
- ・ 接待交際費、飲食代
- ・ 親会社・子会社等への発注のうち、利益排除がなされていないもの

(1) 補助対象経費について

経費ごとの詳細な内容については、以下のとおりです。

補助対象経費	申請区分			解説・注意事項
	I	II	III	
① 旅費	○	○	○	本事業の遂行に直接必要と認められる出張経費が対象となります。 ※グリーン車等の付加料金は補助対象になりません。 ※実績報告時には「出張報告書」等の活動記録が必要です。
② 会議費		○	○	外部有識者や連携先のスタートアップ等との会議経費（会場借上費等）が対象となります。 ※自社のみの会議は補助対象になりません。 ※会議用茶菓代は対象外です。 ※開催日時、出席者名簿、議事録を保管してください。
③ 通信費		○	○	外部有識者や連携先のスタートアップ等とのやりとりに発生した郵便・宅配便・専用SIM等が対象となります。 ※汎用的な通信費は補助対象になりません。
④ 専門家謝礼	○	○	○	技術アドバイザーや専門家等への謝金・旅費が対象です。 ※本事業に係る申請書等の作成、税務申告や決算書作成等に係る中小企業診断士や税理士等に支払う謝礼・報酬は、補助対象になりません。
⑤ 外部委託費 （調査・試作品等）	○	○	○	【単価（一つの契約）で税抜き 50 万円を超える場合に見積書が必要】 本事業遂行のために必要に応じて行ったマーケティング調査や実現可能性調査等の外部委託調査に要する経費が対象となります。
⑥ スタートアップ への委託費等		○	○	【金額に関わらず見積書が必要】 連携先のスタートアップへの委託等に要する経費が対象となります。連携先のスタートアップへの支払が必要な経費については、委託以外についてもこちらに計上してください。
⑦ 原材料・副材料費	○	○	○	試作品開発に必要な材料購入費が対象となります。
⑧ 機械装置等購入費	○	○	○	試作品の開発に必要な機械、装置、工具等の購入や借用・リ

			<p>ースに要する経費が対象となります。</p> <p>※購入または所有権移転をとまなうリースによる調達の場合は、単価50万円（税抜き）未満のものに限ります。</p> <p>※パソコン・プリンター等の汎用性があるものは補助対象になりません。</p>
⑨ 設計・外注加工費	○	○	<p>【単価（一つの契約）で税抜き50万円を超える場合に見積書が必要】</p> <p>試作品の開発に必要な設計や加工等の一部を外部に委託する場合の経費が対象となります。</p> <p>※金型製作費・外注費については、当該製作又は購入した金型が、加工技術の確立や試作品・見本品の作成に係るものであれば補助対象とします（量産のための金型製作・外注は補助対象となりません）。</p>
⑩ 試験評価費	○	○	<p>性能分析や品質検査等を外部の機関に依頼する場合の経費の経費が対象となります。</p>
⑪ 知財関連経費	○	○	<p>本事業と密接に関連する特許権等の知的財産権の取得に要する弁理士の手続代行費用や外国特許出願のための翻訳料等の経費が対象となります。</p> <p>※日本の特許庁に納付される出願料等や、拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行う場合に要する経費は、補助対象になりません。</p> <p>※知的財産権の取得について、国、県、その他の制度により補助金等を受けている場合は、補助対象になりません。</p>
⑫ ソフトウェア等利用料	○	○	<p>事業遂行に必要なソフトウェアの購入、ライセンス料、クラウドサービス利用料が対象となります。</p> <p>※汎用的な事務ソフトは対象外です。</p>
⑬ 製品見本製作費	○	○	<p>販売促進のためのデモ機や見本品等の製作に要する経費が対象となります。</p> <p>※有料で頒布・貸与するものの製作に要する経費は、補助対象になりません。</p>
⑭ 出品・販売促進費	○	○	<p>展示会出展に係る小間料、運搬費、装飾費や開発した新製品等に関するちらし、パンフレット、ウェブページ等の制作に要する経費が対象となります。</p> <p>※即売を目的とする展示会への出展費用、ちらし・パンフレット等の増刷やウェブページの管理費・サーバー代は、補助対象になりません。</p> <p>※展示会への出展について、他の制度により補助金を受けている場合や豊田市が事業費の全部又は一部を負担しているもの（とよたビジネスフェア、産業フェスタ等）は補助対象になりません。</p>
⑮ 環境整備費	○		<p>本事業の遂行に直接必要となる新たに用意する活動拠点（事務所、実証フィールド）等に係る使用料、借り上げ料、修繕費用が対象となります。</p>

			<p>※事業に必要な専有部分のみ補助対象とし、敷金・礼金・保証金等は補助対象になりません。</p>
⑯ 人件費	○		<p>本事業の遂行に直接必要となる新たに市内で雇用する従業員（パート、アルバイトを含む）に対する給与（諸手当を含む）が対象となります。</p> <p>※本事業の遂行に直接果たす役割、必要な技術・経験・資格等を明確にするとともに、既存社員で賄えない理由の説明が必要です。</p> <p>※補助対象にならない経費の一部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合、代表者及び役員（監査役、会計参与を含む）の人件費。 ・雇用主が負担する社会保険料、労働保険料等の法定福利費。 ・通勤手当や交通費に含まれる消費税及び地方消費税相当額。 <p>※諸手当の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職務手当、扶養手当、通勤手当（消費税及び地方消費税相当額を除く。）、住宅手当、時間外勤務手当等の補助事業者において雇用契約書や就業規則等で規定されている各種手当に当たるもの。

(2) 留意事項

- ・補助対象経費は、補助対象事業にかかった経費として明確に区分できるもので、実績報告日まで（補助事業の完了から30日以内又は3月10日（水）のいずれか早い日）に領収書等で金額及び支払い実績が確認できる経費のみが対象となります。
- ・原則として、交付決定日又は交付決定前着手届の受理日よりも前に発注、購入、契約等したものは、補助対象になりません。
ただし、⑭展示会等への出品費その他の販売促進費に係る費用については、支払日が交付決定日又は交付決定前着手届の受理日以後である場合は、この限りではありません。
- ・電話代等の通信費、商品券等の金券、事務用品等の備品・消耗品費、飲食・接待等の費用、不動産の購入費、旅費（専門家に支払うものを除く）、振込手数料、支払利息及び遅延損害金、公租公課、その他公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費は、補助対象になりません。
- ・消費税は、補助対象経費から除外して算定してください。

6 交付決定前着手について

補助金の申請にあたり、事業計画書（本申請）の提出前であっても、「交付決定前着手届」を事前に提出し受理されることで、受理日以降に発生・支払った経費を補助対象とすることができます。

● 制度の主旨

申請手続きや交付決定を待たずに、スピード感を持って事業を開始（発注・契約等）したい場合、自己責任において事前着手を認める制度です。

● 提出のタイミング

必ず発注・契約の前に提出し、事務局の受理を確認する必要があります。本申請の提出前でも可能です。

● 注意点

着手届が受理されても、補助事業の採択や交付を保証するものではありません。審査の結果、不採択となった場合には、かかった費用は全額自己負担となります。

7 スケジュールと申請手続き

(1) スケジュール



(2) 申請受付期間

令和8年4月1日(水)～6月2日(火) 必着

※ 申請区分Ⅱについては、7月以降に募集開始予定です。決まり次第、ご案内します。

書類に不備等があった場合は受け付けられませんので、**とよたイノベーションセンター**（ものづくり創造拠点 SENTAN 内）や豊田市産業部次世代産業課への事前確認をお勧めします。

(3) 申請方法

○ あいち電子申請・届出システム

下記 URL から申請手続きをお願いいたします。

<https://tzk.graffer.jp/city-toyota/smart-apply/apply-procedure/4417205877439874385>

○ 持参又は郵送

豊田市 産業部 次世代産業課
〒471-0023
豊田市挙母町2-1-1 ものづくり創造拠点 SENTAN 2階
※SENTAN は日・月がお休みです。ご注意ください！

※ 申請書の様式や補助金要綱、あいち電子申請・届出システムからの申請方法の詳細は、ものづくり創造拠点 SENTAN ホームページ参照 (URL: <https://toyota-sentan.jp/>)

(4) 申請件数

補助事業は、原則として、1事業者につき同一年度で1件のみ申請ができます。

(5) 提出書類

申請区分により変わりますので、詳細は本資料（応募の手引き）「4. 補助区分ごとの概要」をご確認ください。

(6) その他

- ・ 申請書の作成にあたりとよたイノベーションセンターへの相談も可能です。直接とよたイノベーションセンターへご連絡ください。
TEL : 0565-47-1240 /E-mail: ticinfo@toyota-innov.aichi.jp
- ・ 申請書は所定の様式を使用し、紙媒体で1部提出してください。(あいち電子申請・届出システムを使用する場合は紙媒体不要)
- ・ 申請書提出後に、必要に応じ、追加説明資料の提出依頼や、事業内容に関するヒアリングを行う場合があります。
- ・ 提出書類は審査のためにのみ使用します。なお、提出書類は返却しません。
- ・ 計画2年度目、3年度目の事業者も同様に申請が必要です。

8 補助金の交付

- ・ 原則として、実績報告書の提出後、交付額を確定したのち、ご指定の口座への振込となります。
(実績報告書の提出から1か月半～2か月後となります。)
- ・ なお、所定の様式等を提出することで、実績報告書の提出前（事業完了前）に補助金の交付を受けることができます（補助金の概算払）。

9 補助採択されたあとは

- ・補助採択の通知日から**30日以内**に、交付申請書を提出してください。
- ・交付決定を受けた後、補助事業の計画内容の変更、中止の場合は、すみやかに市に報告をし、変更交付申請書を提出してください。なお、大幅な変更又は中止となる場合、審査により、交付決定額の全額又は一部が減額されることがあります。
- ・同一事業が国、県、他の機関等の補助事業に採択され、それを受ける場合は、すみやかに市に辞退届を提出してください。なお、この場合、交付決定は取り消されます。
- ・事業完了後、30日以内又は3月10日(水)のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。
- ・補助事業に係る会計書類は事業年度終了後、5年間保存してください。
- ・補助事業の完了後も補助事業に係る調査(事業の売上等)へのご協力をお願いします。
- ・補助事業の完了後も、補助事業により取得したものや効用が増加した機械等を適切に管理し、補助金交付の目的に従って効果的な運用をしてください。
- ・本事業の要綱や交付決定時の条件に違反したとき、補助事業の申請・報告等で不正な行為があったとき、補助金の運用を不適当と認めるときは補助金の交付決定を取り消し、返還を求めることがあります。

10 伴走支援の内容

採択事業に関しては、資金支援だけでなく、メンタリング、マッチング支援、専門家派遣、事業の進捗確認、経費モニタリング等の伴走支援を予定しています。

11 Q&A (よくあるご質問)

○ 補助対象者について

Q1. 「スタートアップ」の定義は何ですか？

A1. 本補助金では、中小企業基本法上の「中小企業者」のうち、補助対象年度において法人を設立してから10年以内の者を指します。

Q2. 現在、豊田市外に本社がありますが、申請は可能ですか？

A2. 「スタートアップ枠(区分Ⅰ)」においてのみ申請時点で市内に事業所がない場合でも、補助事業の完了日までに市内に事業所を設置し、事業を行う計画であれば申請可能です。

Q3. 個人事業主は「スタートアップ枠(区分Ⅰ)」に申請できますか？

A3. 区分Ⅰ(スタートアップ枠)は「法人」のみが対象です。個人事業主の方は、オープンイノベーション枠(区分Ⅱ・Ⅲ)の「市内企業者」側として、スタートアップと連携して申請することは可能です。

Q4. 「オープンイノベーション枠(区分Ⅱ・Ⅲ)」において、連携相手のスタートアップは市内の企業でなければなりませんか？

A4. 連携相手のスタートアップは市外・海外の企業でも対象となります。

○ 補助対象事業・経費について

Q5. どのような事業が「イノベーション創出」とみなされますか？

A5. 単なる既存製品の改良ではなく、AI や IoT などの先端技術の活用、あるいは「CASE」への対応、これまでにないプロダクトやサービスの開発など、社会に新たな価値を提供にすることに寄与する事業を想定しています。

Q6. 人件費は補助対象になりますか？

A6. 「スタートアップ枠（区分Ⅰ）」に限り、補助対象となります。ただし、補助事業に直接従事した時間分のみが対象で、勤務実績を証明する書類（日報等）の整備が必要です。区分Ⅱ・Ⅲ（オープンイノベーション枠）では、自社の人件費は対象外ですが、連携先への委託費等は対象となります。

Q7. パソコンや汎用的な備品の購入費は対象になりますか？

A7. 文房具や一般的な PC、サーバーなど、補助事業以外（事務用等）にも使用できる汎用性の高いものの購入費は原則として対象外です。ただし、事業遂行に不可欠な特殊なソフトウェアの利用料や、専用の機械装置は対象となります。

○ 区分と審査について

Q8. 区分Ⅱ（実証枠）と区分Ⅲ（事業化枠）の違いは何ですか？

A8. 区分Ⅱ（実証枠）はアイデアの検証や試作など、スピード感を持って「まずはやってみる」フェーズを支援します。審査は書面のみで、通年受け付ける予定です。

区分Ⅲ（事業化枠）は実証を終え、本格的な製品化や市場投入を目指すフェーズを支援します。上限額が大きく、プレゼンテーション審査が必要です。

Q9. 区分Ⅱ（実証枠）に採択された後、翌年に区分Ⅲ（事業化枠）へステップアップすることは可能ですか？

A9. 可能です。むしろ、実証枠で得られた成果をもとに、より確度の高い事業として事業化枠へ申請いただくことを推奨しています。

○ 手続きについて

Q10. 交付決定が出る前に、事業に着手（契約・発注）してもよいですか？

A10. 原則は交付決定後の着手ですが、事前に「交付決定前着手届（様式第 19 号）」を提出し、受理された場合は、事業計画書（本申請）の提出前であっても、受理日以降の経費を対象とすることができます。ただし、採択を保証するものではない点にご注意ください。

Q11. 補助金の支払いはいつになりますか？

A11. 事業完了後の「精算払い」が原則です。事業完了後に実績報告書を提出し、金額の確定を経たからの支払いとなります。ただし、資金繰り等の理由により市長が必要と認める場合は、概算払（前払い）の相談も可能です。

Q12：豊田市ものづくり新事業展開補助金や、他の補助金との重複申請（併用）は可能ですか？

A12：同一事業について、複数の補助金を重複して受給することはできません。ただし、事業目的や対象経費が明確に「別事業」として切り分けられている場合は、併用が認められます。